**北海道再犯防止推進計画**

**北　海　道**

**令和3年３月**

**はじめに**

更生保護や再犯防止施策は、これまで国の刑事施策として行われてきており、道では、北海道地域生活定着支援センターの設置・運営、社会を明るくする運動への参画等の取組を行ってきました。

また、本道の各地域において、犯罪をした人等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした人等の社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、矯正を支える篤志面接委員や教誨師等、多くの民間ボランティアの方々が、犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援活動を行っており、地域における「息の長い」支援を確保する上でも、そうした活動のさらなる推進が望まれます。

しかしながら、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居といった居場所がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物依存を有している、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必要とする人が多く存在しており、地域でより積極的に受け止めていくソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、犯罪をした人等の地域生活に向けた支援を行う必要性が増してきているところです。

今後、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28 年法律第104 号。以下、「再犯防止推進法」という。）が定める目的（国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること）や、地方行政に課せられた役割を踏まえて、道の実情に応じた施策を展開しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っていきます。

**目　次**

**第１章　計画の基本的な考え方**

１　計画策定の趣旨　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　１

　　２　計画策定の目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　１

３　計画の性格　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　２

　　４　計画の対象者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　２

　　５　計画の期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　３

**第２章　再犯防止を取り巻く状況**

１　本道の再犯者等の状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　３

　　２　国の再犯防止の取組　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　３

**第３章　施策の展開方向**

１　基本方針等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　５

　　２　計画指標　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　６

**第４章　具体的な取組**

１　就労・住居の確保等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　７

　　２　保健医療・福祉サービスの利用の促進等　　　　　　　　　　　　…１３

　　３　学校等と連携した修学支援の実施等　　　　　　　　　　　　　　…１９

　　４　犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等　　　　　　…２２

　　５　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等　　　　　　　…２５

　　６　国・市町村・民間団体等との連携強化　　　　　　　　　　　　　…３２

**第５章　計画の推進体制**

　１　推進体制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…３３

　　２　進行管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…３３

**◆　参考資料**…３４

**第１章　計画の基本的な考え方**

**１　計画策定の趣旨**

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録しましたが、令和元年には約75万件とピーク時の３分の１程度まで減少し、戦後最少を更新しています。

検挙された人のうち、再犯者についても平成18年をピークに、令和元年には約10万人まで減少しましたが、それを上回るペースで初犯者数が減少しているため、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成18年は38.8％でしたが、令和元年には48.8％に達しています。

誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが重要です。

　こうした状況を踏まえ、国では、平成28年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を施行し、再犯防止推進計画を策定することとしたほか、地方公共団体においても国の計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされています。

　本道においても、検挙人員に占める再犯者の割合が令和元年で45.5％と国と同程度であることなど、犯罪をした人等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。

　こうしたことから、道では、国の再犯防止推進計画を踏まえ、国の刑事司法関係機関、市町村、民間協力者等と連携しながら、再犯の防止等に関する取組を総合的かつ計画的に進めていくため、地方再犯防止推進計画を策定することとしました。

**２　計画策定の目的**

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居といった居場所がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物依存を有している、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必要とする人が多く存在します。

　更生保護や再犯防止施策は、これまで刑事司法施策の一環として、国が中心となって実施されてきました。しかしながら、刑事司法関係機関による社会復帰支援は刑事司法手続に限られるため、刑事司法手続が終わった人や起訴猶予・執行猶予となった人については、社会の支援に繋がらないまま刑事司法手続が終了してしまう場合もあることから、様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援の重要性が指摘されており、こうした人たちが社会復帰を果たす上で必要な住民サービス等を円滑に受けることができるよう、更なる配慮が求められています。

　道としては、ソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、本計画を策定します。

**３　計画の性格**

　本計画は、再犯防止推進法第８条第１項に定める地方再犯防止推進計画として定めるものです。

　　また、道政の基本計画である「北海道総合計画」を推進するための施策別計画として位置づけるほか、平成30年12月に策定された「北海道SDGs推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとします。

**４　計画の対象者**

本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第２条第１項に規定する「犯罪をした者等」のことをいい、警察で検挙されたあとに検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部・一部執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察に付された人等が含まれます。

**地　域　社　会**

**保護観察付全部執行猶予**

**保護観察所**

**裁判所**

**警**

**察**

**仮釈放**

**保護観察**

**満期釈放**

**全部執行猶予**

**起訴猶予**

**検察庁**

**一部執行猶予**

**全部実刑**

**保護観察付**

**一部執行猶予**

**矯正施設**

**「犯罪をした人等」に関する代表的な刑事司法手続のフロー図（成人）**

※詳細は参考資料に掲載しています。

**５　計画の期間**

本計画の期間は、令和３年度から概ね５年間とし、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

**第２章　再犯防止を取り巻く状況**

**１　本道の再犯者等の状況**

道内における刑法犯の認知件数は、平成14年の９万4,091件をピークに減少しており、令和元年には２万3,607件で、ピーク時の約３割となっています。

また、刑法犯の検挙人員についても、平成16年の1万4,383人をピークに減少傾向にあり、令和元年には8,014人で、ピーク時の約６割となっています。

　　その一方で、再犯者については、令和元年には3,644人となっており、法務省が都道府県別に統計の公表を始めた平成25年から概ね同程度で推移し、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成25年の42.1％から令和元年には45.5％となっています。

（出典：法務省提供資料）

**２　国の再犯防止の取組**

平成19年版犯罪白書では、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等をもとに、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を次のとおり指摘しました。

1. 全検挙者のうちの約３割に当たる再犯者によって約６割の犯罪が行われている。
2. 再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚醒剤取締法違反が多い。

③ 刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要がある。

1. 犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要がある。

　　国では、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が認識されるようになったことを受けて、数値目標などを掲げた取組を展開しています。

➢**「再犯防止に向けた総合対策」**の決定（平成24年７月：犯罪対策閣僚会議）

※数値目標の設定

・出所等した年を含む２年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成33年までに20％以上減少させる。

➢**「宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」**の決定（平成26年12月：犯罪対策閣僚会議）

※数値目標の設定

・平成32年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在（平成26年）の３倍にする。

・平成32年までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を３割以上減少させる。

➢**「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」**の決定（平成28年７月：犯罪対策閣僚会議）

薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対する刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込む。

こうした中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した再犯防止推進法が制定、同月に施行され、これに基づき平成29年12月、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画が策定されました。

また、令和元年12月には、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定し、令和３年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援することなどを新たに目標として掲げています。

**第３章　施策の展開方向**

**１　基本方針等**

国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、次のとおり基本方針と重点課題を定め、本道の実情に応じた再犯防止に向けた取組を推進します。

|  |
| --- |
| **【基本方針】**  ① 犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として地域に定着できるよう、国及び  市町村、民間団体等と連携して取り組みます。  ② 国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及  び支援に努めます。  ③ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の  心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り組みます。  ④ 再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を  ④ 醸成します。  **【重点課題】**  ① 就労・住居の確保等  ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等  ③ 学校等と連携した修学支援の実施等  ④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等  ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等  ⑥ 国・市町村・民間協力者との連携強化 |

**２　計画指標**

再犯防止推進対策を進める上での指標を次のとおり設定し、取組を検証します。

|  |
| --- |
| **指標１**　刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率  3,644人、45.5%（令和元年）  （出典：法務省提供資料）  **指標２**　協力雇用主、実際に雇用している協力雇用主及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数 |
| 1,477社、84社、120人（令和元年）  （出典：法務省提供資料）  **指標３**　北海道内の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先がない人の数及び　その割合  302人　15.4%（令和元年）  （出典：法務省提供資料）  **指標４**　保護司数及び保護司充足率  3,089人、86.8%（令和２年）  （出典：法務省提供資料）  **指標５**　「社会を明るくする運動」行事参加人数  116,265人（令和元年）  （出典：法務省提供資料）  **指標６**　道民意識調査において、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合  35.9％（令和元年） |

**第４章　具体的な取組**

**１　就労・住居の確保等**

**（１）就労の確保等**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】**  　全国では、刑務所に再び入所した人のうち約７割が再犯時に無職であり、また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の約３倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっています。  道内では、令和元年現在で保護観察が終了した人のうち約３割＊の人が保護観察終了時に無職となっています。  　一般に犯罪をした人等の求職活動は、その前科等のために就職に当たっての困難が大きく、また、一旦就職しても基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど、職場定着に困難を伴う場合が多いことから、就労支援の取組の一層の充実が求められています。 |
| また、犯罪をした人等が就労を確保し、継続するためには、彼らを受け入れ、支える周囲の人々の協力も必要になります。とりわけ、犯罪をした人等の事情を理解した上で雇用する「協力雇用主」の役割が重要です。  道内では、令和元年現在で1,477社の企業が協力雇用主として登録していますが、実際の雇用に結びついている企業は84社＊と少なく、マッチングがなかなか進んでいないことが課題となっています。  ＊参考資料（P35）参照 |

**【道の取組】**

**①　就労に向けた相談・支援の充実**

（北海道就業支援センターによる支援）

・北海道就業支援センター（ジョブカフェ、ジョブサロン）において、カウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催など就業や職場定着に向けた支援を行います。【経済部】

（就労に向けた職業訓練）

・道立高等技術専門学院（MONOテク）や民間訓練機関等において、若年者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための訓練を実施します。【経済部】

（生活困窮者に対する就労支援）

・生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。【保健福祉部】

（関係職員に対する研修）

・生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施するなど、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。【保健福祉部】

（障がい者に対する就労支援）

・障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対する相談対応、助言等を行い、職業生活における自立を支援します。【保健福祉部】

**②　犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上**

（協力雇用主制度の周知）

・道が主催する各種の企業向けセミナー等において、国の機関と連携しながら協力雇用主制度の周知を行います。【環境生活部】

（協力雇用主の受注機会の増大）

・入札参加資格審査や業務委託における総合評価に当たり、案件に応じて、加点要素に「多様な雇用への貢献（協力雇用主）」を設定し、協力雇用主の受注機会の増大を図っていきます。【環境生活部】

**③　関係機関・団体との連携強化**

・保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。【経済部】

|  |
| --- |
| **（参考：国の取組）**  **○職業相談等の就労支援【保護観察所、労働局（ハローワーク）、刑事施設、少年院】**  ・保護観察所では、矯正施設及びハローワークと連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、ハローワークにおける職業相談や職業紹介のほか、トライアル雇用や身元保証制度などの就労支援を行っています。  ・ハローワークでは、就職支援ナビゲーターが刑務所に駐在し、入所者に職業相談・紹介等を行う刑務所出所者等就労支援事業を実施しているほか、更生保護施設と保護観察所と連携したセミナーや個別相談、支援対象者に対するケース会議の実施や支援メニューを活用した就労支援などを行っています。 |
| **○職業訓練等の就労支援 【刑事施設、少年院】**  ・刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格の取得や職業上有用な知識・技能を習得させる職業訓練を行っているほか、刑事施設外の事業所に通勤して作業を行う外部通勤作業を行っています。  ・少年院では、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる職業指導や社会人として働く上で必要な知識やマナー、能力等を習得させる職業生活設計指導を行っています。  **○協力雇用主の開拓と支援【保護観察所】**  ・刑務所出所者等を雇用して指導等を行う協力雇用主に就労奨励金を支給し、協力雇用主のもとでの就労・職場定着等を促進しています。  **○矯正就労支援情報センターの設置 【矯正管区】**  ・令和２年７月からコレワーク北海道（矯正就労支援情報センター）が業務を開始しています。（詳細はコラム参照）  **○就職後の職場定着に向けたフォローアップ【少年院、少年鑑別所】**  ・少年院では、退院や仮退院をした人又はその保護者、協力雇用主等から、就労に関することを含め、職員が相談に応じています。  ・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、犯罪をした人等の仕事や職場の人間関係の悩みや雇用主等からの相談に応じています。 |
|  |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **札幌就労支援事業者機構の取組**  **特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構**  当機構は、道央圏の経済界などの協力により、犯罪者・非行少年の就労支援やこれらの人を雇用する事業者に対する支援等を行い、安全・安心なまちづくりを目指す組織として、平成21年12月に設立し、平成22年３月には特定非営利活動法人として認証されました。会員は、一般事業者109社のほか、経済団体、協力雇用主会、保護司会等で構成しています。  当機構では、犯罪者・非行少年の受け皿となる協力雇用主の増加を図る活動や、協力雇用主が犯罪者・非行少年を雇用した場合における給料支払いの助成、犯罪者・非行少年に対する就職準備費等の援助を行っているほか、職場体験講習会やトライアル雇用、就労セミナー等の就労支援メニューの活用のための支援、広報などを行っています。  また、平成24年４月からは、法務省の委託を受けて、刑務所出所者等と就労支援員が面談の上、ハローワークに同伴できる直接支援可能な就労支援事業所を設置しており、現在年 |
| 間80人前後の就職活動支援と40人前後の職場定着支援を実施しているほか、一般相談に対応し、関係機関団体への情報提供を行っています。  社会保護を図るためには、安全・安心できる地域社会の実現が必要です。都市部と郡部では社会資源の差が大きく、排除しない地域社会の実現のためには刑務所出所者等の個別事情を十分理解した上で、短時間に医療・福祉・居宅・生活支援の優先順位を明確にした関係機関・団体の地域連携ネットワークによる判断や対応が必要であり、特に、郡部では、総合的な調整役を誰に委ねるかが重要な課題と考えています。 |
|  |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **受刑者等の採用相談窓口・コレワークの取組**  **札幌矯正管区**  再犯防止を推進するためには就労の確保が重要であることから、罪を犯して刑務所や少年院に入っている人と、事業主の皆様とをつなぐお手伝いをする機関として、法務省には矯正就労支援情報センター（通称：コレワーク）が設置されています。  具体的な活動内容としては、刑務所や少年院に入っている人の雇用に協力してくださる事業主の方の開拓を行うほか、事業主の皆様が受刑者雇用を検討していただいた際、ハローワーク（公共職業安定所）に受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる、受刑者等の希望職種や資格等に関する情報提供をはじめ、採用手続支援、個別相談会の開催等、雇用のマッチングを進める取組を行っています。  コレワークは、平成28年に東日本と西日本にそれぞれ１か所の計２か所の拠点からスタートし、令和元年度末までに約4,000件近くのご相談に応じてきたところ、より地域と連携した取組の重要性が認識されるようになったことなどを理由として、令和２年７月には全国８か所に拠点が増えて活動を開始し、北海道では札幌矯正管区にコレワーク北海道が新設されました。  開設されて以降、北海道内各地の事業主の皆様への説明や協力依頼を行ってきたほか、令和２年９月16日には刑務所出所者等の雇用経験のある事業主の方を講師としてお招きして、ご関心のある事業主の方に対する個別相談会を実施しました。なお、約半年の間に、60件弱の相談をいただいています（令和２年12月18日現在）。  ちなみに、「コレワーク」という名称は、「Correction：受刑者等の矯正」、「Core：中核」、「Collection：全国の受刑者等の情報収集」を表す「コレ」に仕事を表す「ワーク」を足し合わせた言葉で出来上がっており、矯正就労支援情報センター室が、刑務所や少年院に入っている人と仕事を結び付ける支援を通じて、再犯防止の核となる決意を表しています。  以上のとおり、コレワーク北海道では、刑務所出所者等の雇用をお考えの事業主の皆様のお手伝いをいたしますので、例えば、「〇〇の資格を持っていて、〇〇市で働ける人を雇いたい」など、お気軽にご相談をいただければ、雇用条件に合致する人がいる矯正施設のご紹 |
| 介や、ハローワークで「受刑者等専用求人」をご利用いただく際のご協力をさせていただきます。 |

**（２）住居の確保等**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】**  適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で大変重要です。適当な住居が確保されないまま、刑事施設を満期で出所した人の再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。  全国では、令和元年に刑務所を出所した人のうち、帰住先がない人の割合は約２割となっており、道内でも同様＊の状況となっています。  高齢者や障がいのある人等出所に当たり特別な配慮や支援が必要な人については、地域生活定着促進事業による更生保護施設や自立準備ホーム、社会福祉施設への入所等の調整（特別調整）などが行われていますが、起訴猶予者等で特別調整や保護観察の対象とならないなど、福祉サービスにつながらない人に対する支援が課題となっています。 |
| また、刑務所等の出所後に、親族等のもとへ帰住することができない人に対する居場所を提供する更生保護施設等は、あくまでも一時的なものであり、そうした施設からの退所後の住居の確保が重要ですが、退所後に住居を借りようとしても、身元保証人がいないなどの事情で入居が困難な場合があるなどの課題があります。  ＊参考資料（P36）参照 |

**【道の取組】**

**①　公営住宅への入居における配慮**

（道営住宅への入居における配慮）

・道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。【建設部】

（市町村営住宅への入居における配慮）

・市町村営住宅への入居に当たっては、各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう周知を行います。【建設部】

**②　新たな住宅セーフティネット制度の活用促進**

・北海道居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。【建設部】

**③　支援が必要な人の帰住先の確保**

・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。【保健福祉部】

**④　生活困窮者の住居の確保**

・生活困窮者自立相談窓口において、住宅の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援を行います。【保健福祉部】

|  |
| --- |
| **（参考：国の取組）**  **○矯正施設在所中の生活環境の調整【保護観察所、刑事施設、少年院】**  ・保護観察所では、保護司を始めとする更生保護関係者と連携し、刑事施設や少年院等に収容されている人の釈放後の住居や就業先等の帰住環境を調査するなど、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境の調整を行っています。 |
| ・少年院では、保護者に対し、在院者の処遇に関する情報提供や少年院職員による面談、保護者会の実施などを通じて家族関係の調整を行うことにより、帰住先の確保につなげています。保護者等の引受けができない場合は、保護観察所等と連携して、更生保護施設、ＮＰＯ法人等に帰住させています。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **更生保護施設における“息の長い支援”への取組**  **更生保護法人札幌大化院**  更生保護法人が運営する更生保護施設は、刑務所出所者や保護観察を受けている人等のうち、頼るべき人がいない人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供をすることにより自立を支援するための民間施設です。当施設を含め、北海道内には８施設があり、いずれも戦前からの長い歴史を有します。  札幌大化院希望寮には、年間約100名の出所者等が保護観察所からの委託を受けて入所しますが、そのうちほぼ半数が仮釈放者又は仮退院者です。彼らは、仮に釈放されることを地方更生保護委員会から認められ、当寮を帰住先として戻ってきます。当寮に帰住後は、集団生活をしながら、ハローワークや協力雇用主の就労支援を受けて働き、お金を貯めて自立することになりますが、高齢や障害があるため働けない人は、福祉・医療機関等の援助を受けるなどして社会生活に戻っていくこととなります。更生保護施設は、塀の中と外とをつなぐ「橋」として、社会にソフトランディングさせる役割を担っています。  加えて、平成29年度から、地域社会に自立して行った元寮生が訪ねて来た際などに相談支援に当たる「フォローアップ事業」を行っており、これまで延べ34人の元寮生が訪ねて |
| 来ています。ご紹介しますと、自立後単身生活を送っていたものの鬱状態が悪化し当寮に何度か苦しさを訴えてきていましたが、軽快し重機運転手として元気に働きはじめた人、当寮から自立後に結婚し、時々赤ちゃんを見せに連れてくる人、２年ぶりに来寮したので聞いてみると、資格を取得でき職長になったので報告に来たと嬉しそうに話す人など、自立後も様々な人生を送っているようです。  これからも相談に来た方にいつでも暖かい対応ができるよう、再犯防止のため息の長い支援を続けていきたいと思います。 |

**２　保健医療・福祉サービスの利用の促進等**

**（１）高齢者や障がい者等への支援等**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】**  全国の状況として、65歳以上の高齢者が出所後２年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代中で最も高いほか、出所後５年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約４割の人が、出所後６か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。 |
| また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。  道内では、令和元年に新たに刑務所に入所した高齢者のうち、約８割＊が再入者となっており、再入者率が非常に高くなっています。  しかしながら、本人が希望しないなどの理由から国が行う特別調整の対象とならない場合があることや、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないこと、市町村の取組状況等に差があることなどにより、支援を必要としている人に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、関係機関相互の連携・協力体制の強化が課題となっています。  また、犯罪をした高齢者や障がいのある人等の再犯を防止するためには、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）だけではなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結び付けることなど（入口支援）が、犯罪等の常習化を防ぐために重要です。  ＊参考資料（P36）参照 |

**【道の取組】**

**①　保健医療・福祉サービスの提供**

（支援が必要な人に対するサービスの提供）

・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営　むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。【保健福祉部】

（生活困窮者に対する自立支援）

・生活困窮者自立相談窓口において、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業の実施などにより、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援します。【保健福祉部】

（出所者等に対する情報提供）

・出所後等に保健福祉サービスをスムーズに利用できるよう、国や市町村等と連携した出所者等に対する保健福祉サービスの周知の方法について検討します。【環境生活部】

**②　関係機関・団体との連携強化**

・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。【保健福祉部】

|  |
| --- |
| **（参考：国の取組）**  **○特別調整による支援【保護観察所、刑事施設、少年院】** |
| ・高齢又は障がいにより特に自立が困難な刑務所出所者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して特別調整を行っています。（出口支援）  **○入口支援の実施【検察庁】**  ・不起訴、罰金・執行猶予の判決等により釈放される生活困窮者、障がい者、高齢者等、福祉的支援が必要と認められる人の社会復帰支援を行っています。  **○社会復帰支援指導の実施【刑事施設、少年院】**  ・刑事施設では、地方公共団体や福祉関係機関等の職員、民間の専門家等の協力を得て、健康運動指導や福祉制度に関する基礎的知識を習得するための指導などの社会復帰支援指導プログラムを行っています。  ・刑事施設及び少年院には、非常勤職員として社会福祉士や精神保健福祉士、常勤職員として福祉専門官の配置が進められており、被収容者に対して福祉サービスの情報提供や特別調整などの社会復帰支援を行っています。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **地域生活定着支援センターの取組**  **北海道地域生活定着支援札幌センター**  定着支援センターは、保護観察所から依頼を受け、特別調整対象者といわれる高齢者・障がい者の支援を受刑中から行い、福祉に繋ぐ役割を担っています。  対象となる方は、親からの虐待、いじめ、貧困など不遇の中で育ってきている人が多く、また、学校・仕事場・社会の中で躓きや失敗経験を重ねて、孤立している場合が多くあります。  そんな対象者との刑務所での面会で大切にしていることは、対象者自身が自分のことを語り、気持ちを話せる関係性をつくるということです。  これまで、一人で、時に必要以上に自分を強くみせたり、自分は大丈夫と言い張ってきた人が、｢自分はこのままではダメかな、ちょっと不安かな｣という気づきを得られるかが鍵になります。出所後、福祉の制度を活用し、福祉の人の支援を受け、ある意味｢人に頼って｣生きていくことができれば、信頼できる人の存在の必要性に気づくことがあります。  ただ、福祉サービスに繋がったり支援者が関わっても再犯してしまう人もいたり、すぐに変化できない人もいます。罪を償った後の生活は、居心地の良い場所と活躍できる場所が大切であり、住まいのみならず日中（仕事・活動）をセットで支援することが地域生活の定着には重要になります。そのような生活基盤に身を置き続けるという時間が再犯防止に繋がるものと感じます。  また、定着支援センターとしては、｢目の前の問題を、事件を起こした個人の問題｣にとどまらせず、｢地域の課題｣として繋げることを意識して取り組んでいます。対象者を中心に地域の関係者と繋がり、支援会議を実施したり、全道の関係者を対象として罪を償った人たちの支援に関する研修会や道内各地区で受け入れ事例を基に意見交換等を実施する地区懇談会を開催しています。  その他、福祉関係者や関心のある団体等からの要望があれば、少人数であっても出向いて講演や意見交換をする出前講座などを実施しており、これらの啓発的な活動をとおして、福祉関係者を始め地域の理解促進と受入れ先の拡大に努めています。 |

|  |
| --- |
| **矯正施設**  **北海道**  **地域生活定着支援センター**  **市町村・地域包括支援センター**  **障がい者相談支援事業所 など**  **受入れ先**  **（社会福祉施設など）**  **対象者** |

**（２）薬物依存を有する人への支援等**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】**  全国で覚醒剤取締法違反による令和元年の検挙人員は8,283人で、高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する人の２割以上が同法違反によるものとなっています。  道内では、令和元年の覚醒剤事犯検挙人員のうち、再犯者の割合は約８割＊となっており、再犯者率が非常に高くなっています。  薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に薬物への依存を持つ人である場合も多く、薬物依存症から回復するために継続的な治療・支援を受けることが重要となります。  また、薬物等の依存からの回復には長い期間を要することから、本人のみならず |
| その家族に対する更生保護関係機関や医療機関などの連携による継続的な支援が必要です。  ＊参考資料（P37）参照 |

**【道の取組】**

**①　薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組**

（薬物依存症からの回復に向けた支援）

・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物等依存症の専門相談に対応するとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。【保健福祉部】

（関係職員に対する研修）

・精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施します。【保健福祉部】

**②　関係機関・団体との連携強化**

（関係機関の連携強化）

・国や関係団体等で構成する薬物乱用防止対策北海道推進本部において、情報共有を行うなど連携強化を図ります。【保健福祉部】

（児童生徒に対する普及啓発）

・麻薬取締官ＯＢや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。【北海道教育庁・北海道警察本部・保健福祉部】

（関係職員等に対する研修等）

・保健所職員や薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉サービス従事者等に対し、薬物乱用防止や依存症に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報共有を図ります。【保健福祉部】

**③　薬物事犯者の家族に対する支援**

・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物依存に悩む本人や家族等への個別相談に対応しているほか、薬物問題を持つ人のためのワンデイ・セミナーを実施します。【保健福祉部】

**④　民間団体等への支援**

（民間団体の活動支援）

・関係機関や相談員、ボランティア等との相互の連携を図り、求めに応じて、講演会等へ職員を派遣する等、必要な支援を行います。【保健福祉部】

（自助グループとの連携）

・薬物依存を有する人に対する支援を行う自助グループの活動紹介を行うなど、関係団体との連携を図ります。【環境生活部】

**⑤　薬物乱用防止に関する広報・啓発**

・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。【北海道警察本部・保健福祉部】

|  |
| --- |
| **（参考：国の取組）**  **○薬物依存離脱指導【保護観察所、刑事施設、少年院】**  ・保護観察所では、薬物事犯者の自発的意思に基づく簡易尿検査を活用した保護観察処遇を実施しています。また、薬物事犯者に対する保護観察の充実強化を図るため、薬物再乱用防止プログラムを実施しているほか、家族会も開催しています。  ・麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者を対象に、グループワークやミーティングに民間自助団体等の協力を得て、刑事施設では薬物依存離脱指導、少年院では薬物非行防止指導を行っています。 |
| **○女子依存症回復支援センターにおける支援【札幌刑務支所】**  ・札幌刑務支所の女子依存症回復支援センターでは、薬物依存等の問題を抱える受刑者を対象に民間事業者と連携した「女子依存症回復支援モデル」事業を実施しています。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **薬物依存症からの回復のプロセス**  **北海道ダルク**  　北海道ダルクでは「薬物依存症の仲間（以降は仲間と表記します）」同士の関係が回復のプロセスに欠かせないと考えています。仲間たちが依存する薬物は覚せい剤やライターガス、病院から処方された薬、薬局で販売している薬など様々です。つい薬物が違法かそうでないかに注目しがちですがそのような見方は問題の本質を見えにくくしてしまいます。問題の本質は仲間たちが抱えている生きづらさにあります。  北海道ダルクでは、回復のための方法の一つとして新しい生き方の実践を提案しておりますが、新しい生き方を身につけるのは容易なことではありません。ダルクを利用中に生き方を変える決心ができたなら大成功であるといえるのかもしれません。しかし、虐待の被害や発達障害など見えにくい生きにくさのため差別を受けたり孤立するなどした経験をしていて生き方を変えるどころではなく、他人や自分を信頼することもままならないという仲間も多いのです。温泉、BBQ、宿泊旅行などを楽しめるようになる。安心できるようになるのが優先の場合もあります。そこでレクリエーションをとおして仲間同士の関係を育むことも大切にしています。  また、ダルクプログラムに欠かせないことの一つとして「正直さ」があります。たとえ再使用しても失敗しても、ダルクのミーティングの中で正直になりさえすれば敬意を持って仲 |
| 間たちから受け入れてもらえるはずです。仲間の中でのんびりとありのままを受け入れ、ゆっくりと行動を変えていく。望まない出来事に怒り、苦しんだり傷ついたり乗り越えたりしながら日々を過ごし、自分を受け入れるプロセスを並走するのがダルクの役割であると考えています。 |

**３　学校等と連携した修学支援の実施等**

**（１）学校等と連携した修学支援の実施等**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】**  我が国では、ほとんどの人が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、令和元年の少年院入院者の24.4％、入所受刑者の34.8％が、中学校卒業後に高 |
| 等学校に進学していません。  また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、令和元年の少年院入院者の40.1％、入所受刑者の23.9％が高等学校を中退している状況にあります。  道内においてもこれらの状況に大きな違いはなく＊、この状況を改善するためには、児童生徒の非行の未然防止に取り組むだけでなく、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するための自立に必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを一層進めることが求められています。  また、非行や犯罪の未然防止と進学・復学により継続して学ぶための支援等について、より充実させていく必要があります。  ＊参考資料（P38）参照 |

**【道の取組】**

**①　児童生徒の非行の未然防止等**

（児童生徒への啓発等）

・非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組みます。【北海道警察本部】

（少年サポートセンターによる取組）

・少年サポートセンターにおいて、街頭補導、少年心理専門官等による相談対応など、少年の非行防止に向けた活動を行います。【北海道警察本部】

（学校における相談対応等）

・いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場にお　いてスクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【北海道教育庁】

（子どもの相談支援センターによる相談対応）

・子ども相談支援センターにおいて、いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につながる支援を行います。【北海道教育庁】

（児童相談所と関係機関との連携）

・児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察　　等関係機関と連携し、必要な支援を行います。【保健福祉部】

（青少年の非行防止に向けた啓発活動）

・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間（７月）において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。【環境生活部】

（青少年のネットトラブル防止に向けた啓発）

・北海道青少年有害情報対策実行委員会において、関係機関が連携し、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るため、日頃から周囲の大人たちが青少年のインターネット利用に関心を持ち、注意深く見守っていくことを啓発します。【環境生活部】

**②　学校等と連携した立ち直り支援**

（児童自立支援施設における学習指導）

・児童自立支援施設（大沼学園、向陽学院）内にある分校において、入所児童の地　　元小中学校への復学や高校進学を目的として、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を行います。【保健福祉部】

（少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援）

・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。【北海道警察本部】

|  |
| --- |
| **（参考：国の取組）**  **○生活環境調整における連携【保護観察所、保護司会】**  ・保護観察所では、学校に在籍する保護観察対象者に対し、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っているほか、保護観察官の出前講座や法教育教室を行っています。 |
| ・保護司会では、学校と連携して、薬物乱用防止教室・地域の防犯パトロール・学校教諭との定期連絡会などを行っています。  **○非行防止支援【刑事施設、少年院、少年鑑別所、保護司会・更生保護女性会・BBS会】**  ・刑事施設や少年院、少年鑑別所では、中学校等から依頼を受けて依頼先に職員が出向いて薬物乱用防止等の講演のほか、教育機関や福祉関係機関等の職員を対象にした研修を行っています。  ・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、個人又は関係機関等からの依頼に応じて、非行・犯罪に関する問題等の理解に関する知識・ノウハウを活用した協力活動に取り組んでいます。  ・保護司・更生保護女性会・BBS会では、「子ども食堂」等の地域社会における子供等の居場所づくりや非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っています。  **○学力向上等の支援【少年鑑別所、刑事施設、少年院】**  ・少年鑑別所では、健全な育成のための支援として、外部講師等の協力や学習用教材の整備などによる学習の機会を付与しているほか、修学に関する情報等を提供しています。  ・少年院では、義務教育未修了者に対して学校教育の内容に準ずる内容の指導を行っています。  ・刑事施設及び少年院では、高等学校卒業程度認定試験の受験をすることができます。 |

**４　犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等**

**（１）特性に応じた効果的な支援の実施等**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】**  再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。  このためには、国や関係機関等と連携しながら、性犯罪者、暴力団関係者等の再 |
| 犯リスクが高い人、可塑性に富む少年・若年者など、犯罪被害者の視点を取り入れながら、対象者の特性に応じた指導や支援の充実に努める必要があります。 |

**【道の取組】**

**①　性犯罪者に対する指導等**

・子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行います。【北海道警察本部】

**②　暴力団関係者等に対する指導等**

（就労支援等の離脱支援）

・離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸とした離脱支援に取り組みます。【北海道警察本部】

（北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組）

・国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進します。【北海道警察本部】

（離脱者の受入企業の拡大）

・公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図ります。【北海道警察本部】

**③　少年・若年に対する支援等**

（北海道子ども・若者支援地域協議会による取組）

・北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。【環境生活部】

（少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援）

・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少　年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。（再掲）【北海道警察本部】

（市町村要保護児童対策地域協議会による取組）

・市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有を行うとともに、対象児童に対する支援の内容に関する協議を行います。【保健福祉部】

（少年院入所中の少年に対する取組）

・矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防　　止に関する講話を実施します。【北海道警察本部】

**④　発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等**

・発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、　発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めます。【保健福祉部】

**⑤　飲酒運転をした人等に対する指導等**

・北海道立精神保健福祉センター、保健所等において、飲酒運転をした人及びその家族等からの相談に対応するとともに、飲酒運転をした人に対する保健指導を行います。【保健福祉部】

|  |
| --- |
| **（参考：国の取組）**  **○暴力団離脱指導の実施【刑事施設】**  ・刑事施設では、警察の協力を得て暴力団離脱指導を行っています。  **○性犯罪者・性非行少年等に対する指導の実施【刑事施設、少年院、保護観察所】**  ・刑事施設では、グループワーク等による性犯罪再犯防止指導、少年院では性非行防止指導を行っています。  ・保護観察所では、性犯罪者処遇プログラム・薬物再乱用防止プログラム・暴力防止プログラム・飲酒運転防止プログラムのほか、被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合の保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることなどを目的に「しょく罪指導プログラム」を実施しています。  **○鑑別の実施【少年鑑別所】**  ・少年鑑別所では、非行又は犯罪に及んだ者について、家庭裁判所等からの求めに応じ、医学、心理学等の専門的知識等に基づき、非行等に影響を及ぼした問題について明らかにした上で、その改善のための処遇指針を示しています。 |
| **○女子に配慮した処遇プログラムの実施【札幌刑務支所・紫明女子学院】**  ・女子刑務所では、女子受刑者特有の課題に対応するため、看護師や精神保健福祉士、介護福祉士等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修を行う女子施設地域連携事業を実施しています。  ・女子少年院では、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、女子在院者の特性に配慮した処遇プログラムを実施しています。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **ほっとステーションでの触法事例への取組**  **医療法人社団ほっとステーション　大通公園メンタルクリニック**  　 ほっとステーションでは、問題行動を繰り返すケースに対して、個別と集団でのアプローチを組み合わせて、多職種協働、他機関連携で取り組んでいます。  （１）集団アプローチ  違法薬物乱用を含むアディクションを抱えた人でも参加できるアディクションミーティング、ピアサポーターが中心となって行うミーティング、盗癖を抱えた人のためのミーティングなどがあります。  集団心理教育としては、ワークブックを用いたアディクション学習会、性的逸脱行為を繰り返す知的障害や発達障害者のためのグループがあります。  グループホーム内のミーティングもあり、今年できたばかりの盗癖を持つ女性専用のグループホームでは勉強会も行われています。  その他、デイケアプログラムの中の対人関係や怒りについて考えるプログラムやSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）などがあります。  （２）個別アプローチ  ①簡易薬物検出検査と麻薬取締官の面談  違法薬物乱用歴のある人に対しては、簡易薬物検出検査（保護観察所で実施している 場合は通常行わない。陽性でも医療機関から通報することはないことを説明）、麻薬取締官との面談（保釈中、保護観察中の場合は通常は行わない）を実施しています。  ②ケア会議（応援会議）  本人を中心にほっとステーション担当スタッフ、ピアサポーター、院外機関（保護観 察所、学校、地域生活定着支援センター、弁護士、福祉事業所等）の担当者が集まり、目標や支援のあり方を話し合います。地域定着支援センターの依頼により、服役中に実施することもあります。 |
| ③条件反射制御法（CRCT）  2010年12月から、パヴロフの条件反射学説、信号学説を基盤とするCRCTを薬物乱用、盗癖、性犯罪等を繰り返す人に対して実施しています。性犯罪歴のある人については、CRCTを実施した人の再逮捕率は低くなっています。  また、帯広刑務所において、ほっとステーションスタッフが刑務所職員と協働でCRCTを軸としたプログラムを実施しており、本年は覚醒剤乱用と盗癖について行っています。 |

**５　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等**

**（１）民間協力者の活動の促進等**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】**  本道の各地域においては、犯罪をした人等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした人等の社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、矯正 |
| を支える篤志面接委員や教誨師等、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために活動しています。  また、道内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした人等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もあり、地域における「息の長い」支援を確保する上でも、そうした活動のさらなる推進が望まれます。  しかしながら、保護司の高齢化が進んでおり、担い手が不足＊していることや民間ボランティアや民間団体の取組が地域社会において十分に認知されていないことが課題です。  ＊参考資料（P39）参照 |

**【道の取組】**

**①　民間ボランティアの確保**

（更生保護活動を担う人材確保への協力）

・道のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の活動を積極的に周知するとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、保護観察所への相談を呼びかけるなど、人材の確保に協力します。【環境生活部】

（保護司確保のための支援）

・保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、道職員の定年退職予定者に対するパンフレット配付などの取組を行います。【環境生活部】

**②　民間ボランティア等の活動に対する支援の充実**

（更生保護活動に関する広報）

・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。【環境生活部】

（少年警察ボランティアの活動支援）

・少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修を行います。【北海道警察本部】

|  |
| --- |
| **（参考：国の取組）**  **○保護司活動の環境整備【地方更生保護委員会・保護観察所】**  ・保護司適任者を安定的に確保するための保護司候補者検討協議会を開催しているほか、体験する機会として保護司活動インターンシップ制度を導入しています。  ・更生保護ボランティアの活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等の支援を行っているほか、更生保護ボランティアの活動を促進するため、各種研修を実施しています。  ・更生保護施設を退所するなどして地域に居住している人の自立更生のため、生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を更生保護施設に委託する取組を行っています。  **○篤志面接委員等との連携による改善指導【刑事施設、少年院】**  ・刑事施設及び少年院では、篤志面接委員や教誨師などの民間協力者と連携して、専門的知識や経験に基づいた相談、助言及び指導や、宗教上の儀式行事及び教誨を行っています。 |
| **○民間企業の協力による各種指導の実施【刑事施設、少年院】**  ・刑事施設及び少年院では、民間企業等の協力により、地域における職業体験や民間企業等から講師を招へいして行う各種講話を実施しています。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **保護司による再犯防止に関する取組**  **旭川地区保護司会　保護司**  　 私は今、覚醒剤使用により保護観察付執行猶予の判決を受けた人を担当しています。彼には配偶者や子供がいますが、事件やそれ以外の様々な事情により一緒に暮らすことはできず、部屋を借りて一人で暮らしています。  彼は仕事で生計を維持していましたが、この頃は新型コロナの影響で収入が減って生活が苦しくなったので、まずは生活が立ち行けるように、嫌がる彼を市役所の生活相談や、社会福祉協議会の福祉資金への相談に赴くよう諭しています。一人で相談に行くのが辛いのであれば、同行することも考えています。  　また、覚醒剤を断つことを実行し続けるため、地域の団体が開催している学習会への参加も誘っていますが、「自分はもう大丈夫」とこれも乗り気ではありません。まだ自分の弱い心の内を見透かされたくないと考えているようです。  生活や断薬のほか、今後の家族との関係も考えなくてはなりません。幸いにも、彼からは |
| 更生する意欲が感じられるので、解決すべき課題に一つずつ取り組んでいくよう指導や助言を続けたいと思います。　このように多様な事案を抱える人の立ち直りには保護司一人の力量では難しく、担当保護観察官と協働することや、先輩保護司から助言を得ることが不可欠です。  また、一人の生活者として、生活、就労、育児、教育、断薬、司法、医療等の総合的な支援が必要で、かつ、迅速さも求められます。このような事案に機敏に対応するためには、更生保護関係団体等で構成する常設組織の必要性を強く感じます。  　現在、旭川には、保護司会等６つの更生保護団体で構成する「旭川地方更生保護ネットワーク協議会」がありますが、情報の共有程度に留まっています。これらを更に柔軟な機能とし、更生を目指す者を皆で支えていく組織とするためには、今後、この協議会がより中心となって活動していく必要があります。  　再犯防止や立ち直りには、本人の自覚が最も重要ですが、我々保護司一人一人も、先の読める橋渡し役となって各所に出向き、就労、福祉、医療等に繋げていく、お節介を焼き切るぐらいの執念と能力が求められるのではないかと思います。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **更生保護活動の広がりをめざして**  **更生保護法人　旭川更生保護協会**  更生保護法人旭川更生保護協会は、保護司をはじめとした更生保護事業に取り組む民間ボ |
| ランティアの方々の活動に対して、資金面からの支援や犯罪予防活動を行う事を目的として設立された公益法人です。  保護司活動に対する支援として、犯罪予防活動の研究・研修会等への支援、「社会を明るくする運動」を中心とした犯罪予防活動に対する助成、罪を犯した者、非行に陥った少年に対する立ち直りの願いを込めての更生資金の援助を行っています。  　更生保護施設への支援として、旭川清和荘には毎年助成金を交付しているほか、旭川BBS連盟や旭川更生保護女性連盟に対しても活動支援として毎年助成を行っています。  また、再犯防止の観点から旭川地方独自の支援として、一般社団法人道北地方物質使用障害研究会が開催するリカバリーセミナーやフォーラムへの支援活動も行っています。今後も犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力として微力ではありますが、更生保護活動の広がりをめざし頑張ってまいりたいと思います。  毎年、篤志家の皆様方のご理解をいただき事業運営資金をいただいております。また、地域住民を犯罪や非行から守り明るい社会を築くことをねらいとした事業に賛同をいただき、道北地方一円の各町内会から賛助金をいただいております。しかしながら今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動資金が大変厳しく、事業の運営も厳しさを増しています。  大変厳しい状況ではございますが、今後も広く篤志家の皆様方、地域の皆様方の温かいご理解と心強いご支援、ご協力をお願い申し上げる次第です。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **気になることに着目する**  **SGU（札幌学院大学）江別BBS会**  再犯防止に関する取組について、我がSGU江別BBS会では関わりを通じて更生・再犯防止に繋がることを大切にしています。また、再犯をしてしまう背景には、退所後どうしていいか分からなくなってしまったり、社会との繋がりの低さがあるのではないかと考えます。そうならないために、BBSとの関わりを通して「気になること」を大切にしたいです。年代が近いからこそ、話せることがあると思います。些細なコミュニケーションの中で聞いた興味あることや、気になることを後押しすることを考えています。  実際に行っている活動として「学習支援」、「グループワーク」などがあります。学習支援は、沼田町就業支援センターに入所している少年に高卒認定試験の合格に向けて勉強を教えていました。グループワークは、体育館を使ってスポーツをしたり、トランプ等で遊んでいます。その中で「大学ではどんな勉強をするの？」、「将来資格を取りたいけれど、どうすればいいかな」、「奨学金ってどういう仕組み？」といった会話がありました。こういった気になることを後押しできること、また気になることが、退所した後に活かされて社会との繋がりになること、そしてBBSはそのきっかけ作りの1つの手段になることができるのではないかと考えています。 |
| 最後に、非行に走ってしまったからと見放してしまう社会は、本当にいい社会とは言えないと思います。どうしてそうなってしまったのか、そうならない為にはどうアプローチしていけばいいのか、そういったことを考えていくことも必要ですが、私たち学生BBSとして、専門的な視点よりただ兄姉のような友達のような対等な関係で関わっていくことが再犯防止にあたっての大切なことだと考えています。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **コ** | **ラ** | **ム** |   **更生保護女性会による再犯防止のための取組**  **函館更生保護女性連盟**  更生保護女性会とは、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動や犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティアです。 |
| 北海道内では、各保護観察所の範囲ごとに４つの連盟と、更にその連盟の中の地域ごと　に地区会が置かれ、約4,700人の会員がそれぞれの地域の特色を活かしつつ活動を行って おり、私たち函館では、所属している660人の会員が協力し合い、活動しています。  主な活動の一つとして、更生保護施設巴寮における食事づくりがあり、次の２つの取組を行っています。  （ふれあい食事会）  毎週日曜日、連盟所属の地区会が当番制により行っています。この活動では、食事をつくった後も会員が寮生と食卓を囲み、母親的な優しさや家庭的な温かさを寮生に体験してもらい、感謝の気持ちを持つことや、自立に向けた意欲を導き出すことを目標としています。  （男の料理教室）  毎月第１、第３土曜日の昼食づくりを、寮生とともに、材料の買い出しから調理全般に至るまで行っています。この教室は、会員が主婦の目線で助言などする中で料理づくりの楽しさを感じてもらうほか、更生保護施設を自立退所した後の生活を見据え、就労のためには健康を維持すること、その健康維持には適切な食生活が重要であることを理解させることと、金銭管理への意識付けや、挨拶、礼儀作法の習得にもつながるよう接しています。  その他の活動として、函館市内にある４つの更生保護女性会が共同で、函館少年刑務所や函館少年鑑別支所等へ、春には花の苗を、秋には図書を贈呈しているほか、児童自立支援施設である北海道立大沼学園が行う運動会や野球大会、学園祭などの行事へ協力し、施設で暮らす方々の心を少しでも癒し、社会へ戻るときに大きな希望を抱けるよう支援しています。  また、各地区会においても、ミニ集会や子育て支援事業など地域に密着した活動を行うなど、様々な団体や機関等と協力し、そして、それら団体や機関をつなげる『地域を編む』存在として、更生保護の想いを広げています。 |

**（２）広報・啓発活動の推進等**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】**  犯罪をした人等の社会復帰に向けては、自らの努力を促すだけではなく、犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないよう、道民の理解と協力を得て、再び地域社会を構成する一員となることを支援することが重要です。  しかしながら、道が令和元年に実施した道民意識調査によると、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいか」という問いに対して、「思う」もしくは「どちらかと言えば思う」と答えた人は４割以下＊に留まっています。また、「協力したいと思わない」理由としては、約半数の方が、「自分に何ができるか分からない」、「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」と回答しており、更生保護や再犯防止の |
| 概念は道民にとって必ずしも身近ではなく、再犯防止に向けた施策に関する理解や関心が十分に深まっているとは言えないことや、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても道民に十分に認知されていないことなどが課題となっています。  ＊参考資料（P39）参照 |

**【道の取組】**

**①　再犯防止に関する広報・啓発活動の推進**

（「社会を明るくする運動」による理解の促進）

・北海道地方更生保護委員会等と連携し、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間の機会などを通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。【環境生活部】

（各種啓発事業を通じた理解の促進）

・市町村や「社会を明るくする運動」関係団体が主催するセレモニーやパレード等の各種事業において、犯罪や非行防止について広く啓発を実施します。【北海道警察本部】

（市町村との連携による取組）

・「社会を明るくする運動」の住民への認知を高めていくため、市町村に対し、本運動の趣旨への理解と協力を依頼します。【環境生活部】

（青少年の非行防止に向けた啓発活動）

・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間（７月）において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。（再掲）【環境生活部】

（地域生活定着支援センターの取組の理解の促進）

・矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の円滑な社会復帰や地域生活への定着に向けた北海道地域生活定着支援センターにおける取組について、地域の理解を得られるよう、普及啓発活動を行います。【保健福祉部】

**②　民間協力者に対する表彰**

（保護司の表彰）

・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。【環境生活部】

（暴力追放団体等の表彰）

・暴力追放等の取組に貢献した地域暴力追放団体、職域暴力追放団体及び個人の表彰を行います。【北海道警察本部】

|  |
| --- |
| **（参考：国の取組）**  **○再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」における広報・啓発【刑事施設、少年院、矯正管区、地方更生保護委員会・保護観察所】**  ・再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」強化月間において、関係機関と連携しながら犯罪や非行の防止に関する広報・啓発を行っています。 |
| **○施設見学等の実施【刑事施設、少年院、少年鑑別所、矯正管区】**  ・刑事施設では、刑務所作業製品の販売や施設見学などを行う矯正展を開催し、地域住民等への広報を実施しています。  ・刑事施設、少年院及び少年鑑別所では、地域住民や犯罪・非行に係る問題に取り組む諸団体、教育機関関係者、地域住民等を対象とした施設参観による広報啓発活動を行っています。  **○再犯防止シンポジウムの開催【高等検察庁、地方更生保護委員会、矯正管区、法務局】**  ・札幌高等検察庁や北海道地方更生保護委員会、札幌矯正管区、札幌法務局等が連携して、再犯防止シンポジウムを開催しています。 |

**６　国・市町村・民間団体等との連携強化**

**（１）国・市町村・民間団体等との連携強化**

|  |
| --- |
| **【現状と課題】** |
| 犯罪をした人等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導、支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し、再犯を防止するためには、地域における継続的な支援を必要とする人がいることから、個別の必要  性に応じ、各種住民サービスや民間団体による支援を円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。  また、地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした人等が抱える様々な課題に対する支援等に関する十分な知見や情報を有していないことが課題の一つとなっています。  このため、道及び道内の刑事司法関係機関やその他の関係機関、団体等が犯罪をした人等に関する情報を共有し、包括的に協議する場を継続的に設けることが必要です。 |

**【道の取組】**

**①　連携体制の整備**

・関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」を設置し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。【環境生活部】

**②　地域の関係機関・団体に対する情報提供等**

（市町村への情報提供等）

・市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【環境生活部】

（道の各種支援制度の情報提供）

・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう努めます。【環境生活部】

**第５章　計画の推進体制**

**１　推進体制**

　庁内関係部局の職員で構成する「北海道再犯防止対策庁内連絡会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部局と連携し、計画の総合的な推進を図ります。

　また、「北海道再犯防止推進会議」において、関係機関・団体と連携し、必要に応じて学識経験者の意見等を伺いながら、計画の総合的な推進を図ります。

**２　進行管理**

　施策を着実に推進するため、毎年度、計画に位置づけた施策の実施状況をとりまとめ、必要に応じて改善等を図りながら、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、国の動向や社会状況の変化などを踏まえて施策を展開するとともに、必要に応じて国に対して要望等を行います。